

治験審査委員会標準業務手順書 変更対比表

変更前 (旧)	変更後 (新)
<p>第1条～第6条 略 略</p> <p>(記録の保存責任者)</p> <p>第7条 IRB における記録の保存の保存責任者は、<u>総合医療研究推進センター</u>長とする。</p> <p>第8条～第16条 略</p> <p>(手順書の改訂)</p> <p>第17条 本手順書の改訂は、IRB 及び<u>総合医療研究推進センター</u>運営委員会の意見を聴いて、病院長の承認を得るものとする。</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(記録の保存責任者)</p> <p>第7条 IRB における記録の保存の保存責任者は、<u>広島臨床研究開発支援センター</u>長とする。</p> <p>第8条～第16条、略</p> <p>(手順書の改訂)</p> <p>第17条 本手順書の改訂は、IRB 及び<u>CRCH</u>運営委員会の意見を聴いて、病院長の承認を得るものとする。</p> <p>略</p> <p><u>附 則 (2020年9月28日 一部改訂 (第4版))</u></p> <p><u>この手順書は、2020年9月28日から施行し、2020年7月1日から適用する。</u></p>

(改訂の主な理由)

- ・2020年7月1日付けで総合医療研究推進センターと未来医療センターの一部（研究支援部門）を統合・改編したため。